

2022年9月9日

住友生命保険相互会社

新型コロナウイルス感染症 宿泊療養・自宅療養による 入院給付金のお取扱いについて

住友生命保険相互会社(取締役 代表執行役社長 高田 幸徳、以下「住友生命」)では、2020年4月から、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合は、約款上の「入院」として取り扱い、入院給付金等のお支払対象とする特別取扱い(以下「みなし入院」)を実施しています。

今般、政府より、新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲について、全国一律に重症化リスクの高い方に限定する旨が公表されたこと等を踏まえ、2022年9月26日以降の「みなし入院」による入院給付金等のお支払対象について以下のとおりとします。

＜「みなし入院」による入院給付金等のお支払対象＞

2022年9月26日以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方のうち、以下の

「重症化リスクの高い方」

- ・ 65歳以上の方
- ・ 入院を要する方
- ・ 重症化リスクがあり、所定の新型コロナウイルス感染症治療薬の投与または新型コロナウイルス感染症罹患により酸素投与が必要な方
- ・ 妊娠されている方

なお、全国的に現状の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の運用が継続される2022年9月25日までに、新型コロナウイルス感染症と診断された方に対してのお支払いは、重症化リスクが高い方に限らず、これまで通りの対応を継続します。

＜参考＞新型コロナウイルス感染症と診断された場合のお支払範囲

ケース		9月25日以前	9月26日以降
入院された場合		○ お支払対象	○ お支払対象
宿泊療養・自宅療養 された場合 (特別取扱い)	重症化リスクの高い方	○ お支払対象	○ お支払対象
	上記以外の方	○ お支払対象	× お支払対象外

※9月26日以降の請求手続き方法の詳細は、後日改めて住友生命公式ホームページに掲載します。上記内容は9月9日時点の情報であり、今後法令の改正等がなされた場合には必要に応じてさらなる対応を行う可能性があります。

新型コロナウイルス感染症の発症状況が変化しつつある中、政府における措置などの状況変化を踏まえ、今後は、重症化リスクの高い方の宿泊療養・自宅療養を「みなし入院」による入院給付金のお支払対象とするものです。

なお、今後、発生届の対象とならない方につきましては、入院の必要性や今般の政府における措置等に鑑み、「みなし入院」による入院給付金等のお支払いの対象外となります。

また、医療機関や保健所等の負担軽減のため、9月2日から宿泊療養・自宅療養による給付金請求時に医療機関や保健所等が発行する療養証明書を原則求めず、療養証明書以外の代替書類にて柔軟にお取扱いする対応に変更しました。詳細は住友生命公式ホームページ「新型コロナウイルス感染症 宿泊療養・自宅療養による入院給付金のご請求について」をご覧ください (<https://www.sumitomolife.co.jp/infolist/coronavirus9.html>)。

以上